

## 市町村独自報酬基準について認定した市区町村

平成20年3月25日認定分 29市区町村

1	北海道	清水町
2	群馬県	渋川市
3	群馬県	伊勢崎市
4	群馬県	前橋市
5	埼玉県	新座市
6	埼玉県	和光市
7	東京都	板橋区
8	東京都	練馬区
9	東京都	新宿区
10	東京都	豊島区
11	東京都	江戸川区
12	東京都	文京区
13	神奈川県	相模原市
14	神奈川県	座間市
15	長野県	長野市
16	長野県	辰野町
17	長野県	上田市
18	石川県	津幡町
19	静岡県	静岡市
20	静岡県	富士市
21	愛知県	名古屋市
22	三重県	松坂市
23	大阪府	大阪市
24	和歌山県	和歌山市
25	兵庫県	神戸市
26	岡山県	笠岡市
27	香川県	高松市
28	広島県	福山市
29	鳥取県	米子市

介護報酬の低さなどにより整備が進んでいない小規模多機能型居宅介護・夜間対応訪問介護において報酬加算を行うことができる「独自報酬基準」について、厚生労働省は29市区町村へ認定を通知し、平成19年に第1回目の認定を受けた東京都足立区、群馬県高崎市、秋田県横手市の3区市と合わせて、全国32市区町村が独自の高い報酬を算定できることとなった。

地代が高く整備が難しい都市部での申請が多い一方で、高齢者割合が多く福祉サービス整備を積極的に進める地方での申請も見られた。

「独自報酬基準」については、500～1000単位の報酬加算が可能で、実質約2～5%の報酬増となる。今年度10月にも第3回目の認定が予定されているが、期限が平成21年3月までであり、さらには利用者への負担増を強いることになるので、適用を見送らざるを得ない、期待できないとの声も多い。

平成21年4月に予定されている介護報酬の見直しに適正反映されることを期待したい。

30	秋田県	横手市
31	群馬県	高崎市
32	東京都	足立区

